

平成 30 年度第 1 回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録  
平成 30 年 5 月 31 日（木曜日）午後 1 時 40 分開議

会議日程

- 1 開 会
- 2 会長及び会長代理の選出
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 報 告
  - (1) 報告第 1 号 大船渡市税条例の一部を改正することについて
  - (2) 報告第 2 号 平成 29 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）について
- 6 議 事
  - (1) 諮問第 1 号 大船渡市税条例の一部を改正することについて
  - (2) 諮問第 2 号 第三者行為による損害賠償請求に係る訴えの提起に関することについて
  - (3) 諮問第 3 号 平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて
  - (4) そ の 他
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

本日の会議に付した事件  
～会議日程に同じ～

出席委員（10名）

公益代表委員

田村福子君

武田暁子君

下田初雄君

崎山恵美子君

保険医・保険薬剤師代表委員

瀧向透君

岩瀨由之君

被保険者代表委員

熊谷勵君

朴澤美代子君

沼田京子君

高木久子君

欠席委員（2名）

保険医・保健薬剤師代表委員

大津定子君

金野良則君

事務局出席者

生活福祉部長

生活福祉部国保年金課長

総務部税務課長

生活福祉部国保年金課長補佐

総務部税務課長補佐

生活福祉部国保年金課係長

後藤俊一君

佐藤信一君

熊澤正彦君

佐藤淳君

鈴木宏延君

武田貴子君

<委嘱状交付式>

午後 1 時 30 分開式、午後 1 時 39 分閉式

<国民健康保険運営協議会>

午後 1 時 40 分開会

○生活福祉部長（後藤俊一君） 引き続きまして平成 30 年度第 1 回の大船渡市国民健康保険運営協議会に移りますが、本日は新しい体制での初めての会議となりますので、ここで事務局職員の紹介をさせて頂きたいと存じます。

初めに生活福祉部国保年金課であります。

課長の佐藤信一であります。（一礼）

課長補佐の佐藤淳であります。（一礼）

国保係長の武田貴子であります。（一礼）

続きまして国民健康保険税の賦課徴収を担当いたします総務部税務課であります。

課長の熊澤正彦であります。（一礼）

同じく課長補佐の鈴木宏延であります。（一礼）

以上で職員の紹介を終了致します。

○生活福祉部長（後藤俊一君） それではこれより平成 30 年度第 1 回の大船渡市国民健康保険運営協議会を開会致します。本日の欠席者は先ほどご紹介致しました通り、大津定子委員、金野良則委員の 2 名。出席者は今現在 9 名でございますが、大船渡市国民健康保険条例の規定定足数に達しておりますので本日の会議は成立となります。

次に次第に従いまして会長及び会長代理の選挙をお願いいたします。国民健康保険法施行令第 5 条第 1 項の規定では協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙するということになっております。また同条第 2 項には会長に事故がある時は前項の規定に準じて選挙された委員がその職を代行すると規定されております。

そこで会長及び会長代理の選挙につきましてどのようにとり進めたらいいか皆様にお諮りいたします。

○被保険者代表委員（熊谷勸君） 事務局案はお持ちでしょうか。

○生活福祉部長（後藤俊一君） ただ今事務局案があればとのご意見がございましたが、他にございませんでしょうか。それではそのように取り計らせて頂きます。

事務局からの提案をお願いします。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは事務局と致しましては、会長を田村福子委員に、会長代理に下田初雄委員をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○生活福祉部長（後藤俊一君） ただ今事務局案を提示させていただきましたが、委員の皆様から何かご意見はございませんでしょうか。

（賛成の声あり）

○生活福祉部長（後藤俊一君） ありがとうございます。それではご異議がないようでございますので、当協議会会長には田村福子様、同じく会長代理には下田初雄様と決定させていただきます。それでは田村様は会長席にご移動お願い致します。

○生活福祉部長（後藤俊一君） 会長の田村福子様よりご挨拶をお願い致します。

○公益代表委員・会長（田村福子君） 皆様のご推薦を受けて会長という大役を引き受けさせていただきます。この委員になるのはこれで二期目ですが、今期は最初から委員としてメンバーに加えさせて頂きました。前回と大体同じメンバーの方々ですので、私も心強く思っております。

また大船渡病院の院長先生は代わりましたが、普段からそういった方向に携わっておりますので心強い味方が出来たのかなと思っております。私も不慣れではございますが皆様の協力を得ながら務めて参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

○生活福祉部長（後藤俊一君） どうもありがとうございました。それでは日程に従いまして進めさせていただきます。会議の議長につきましては大船渡市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により会長があたることとなっておりますので、これからの進行は会長にお願い致します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田村福子君） これから進行させていただきます。それでは日程の通り進めて参りますのでご協力のほどよろしくお願い致します。

それでは運営協議会の4番目、会議録署名委員の指名でございますが、本日の会議録署名委員は被保険者代表朴澤美代子委員、それから同じく被保険者代表高木久子委員のお二人を指名いたしますのでよろしくお願い致します。

それでは5番の報告に移らせていただきます。報告第1号、大船渡市税条例の一部を改正することについて、事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは報告第1号、大船渡市税条例の一部を改正することについて、平成30年市議会第1回定例会及び第2回臨時会において可決されましたので専決処分の例にならひご報告いたします。本来でございましたら、国民健康保険関連の条例改正であることから、諮問に付してご審議をいただくところでございますが、定例会の追加提案、臨時会での提案であることであり、そのいとまがなかったことから可決の内容について本日の協議会においてご報告させていただくものでございます。

別冊の資料1をご覧ください。報告する市税条例の改正条例が2件あります。

資料の1から4ページまでが平成30年市議会第1回定例会に追加提案しました改正条例でございます。5から7ページが平成30年市議会第2回臨時会に提案しました改正条例となっております。それぞれ改正条例の説明要旨、改正条例及び新旧対照表の順番となっております。

それでは1ページと5ページの改正条例の説明要旨により主な内容を説明させていただき、その他の資料の説明は省略させていただきます。

最初に1ページでございます。本則の第140条でございますが、国民健康保険の都道府県化の制度改正に伴い、新たに市町村は国民健康保険事業費納付金を県に納める仕組みとなったことや、県においても国保事業特別会計が設置されることに伴い国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の定義を改めるとともにそれぞれの定義を項目立てに改めたものでございます。

次に5ページをお開き願います。本則の第162条の2でございますが、国民健康保険税の納税義務者が特例対象被保険者等である場合における申告について定めたものでございます。なお、特例対象被保険者とは倒産や解雇、雇い止めなどにより離職された人で、申告におきまし

て保険税の算定において前年における本人の給与所得を100分の30とみなして計算し、保険税の軽減がされるものでございます。また2つの条例文も施行期日は平成30年4月1日から経過措置が講じられるものでございます。

以上、改正内容についての説明を終わります。

○議長（田村福子君） 皆様の方から何かご質問はございませんでしょうか。なければ報告の第2号に入らせていただきます。平成29年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第5号について事務局からの説明を求めます。お願い致します。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは報告第2号。平成29年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第5号について、平成30年市議会第2回臨時会において可決されましたので専決処分の例にならigo報告いたします。同じく臨時会での提案であり、その暇がなかったことから議決の内容について本日の協議会にてご報告させていただくものでございます。

資料は別紙の資料2-1、別冊の資料の2-2となります。初めに資料2-1の予算説明資料をご覧願います。この補正は都道府県単位化の制度改正に伴う電算データ移行業務委託に対する国庫補助金が交付されることによる国庫支出金と一般会計からの繰入金の歳入補正、それから公金収納サービス導入費の事業費確定に伴う委託料の減額と、これの財源である県補助金の県特別調整交付金の減額補正によるものでございます。なお、公金収納サービス導入費は平成30年度からコンビニ及びクレジットカード収納を開始するための準備費用でございます。

それでは次に資料2-2、事業勘定補正予算第5号の1ページをお開き願います。平成29年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第5号 平成29年度大船渡市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第5号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,504万5千円とする。第2項 歳入歳出予算補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。歳入歳出予算補正ですが、歳入歳出それぞれの款項補正額の順に申し上げます。歳入でございます。3款国庫支出金2項国庫補助金232万2千円の増、6款県支出金2項県補助金120万1千円、9款繰入金1項他会計繰入金232万2千円の減。以上補正額の合計額は120万1千円の減で、歳入の合計を55億2,504万5千円とするものでございます。

次に歳出でございます1款総務費1項総務管理費0円、財源振替えでございます。2項徴税費120万1千円の減。以上補正額の合計額は120万1千円の減で、歳出の合計額を55億2,504万5千円とするものでございます。なお、補正予算に関する説明書の説明は省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（田村福子君） 皆様の方から何かご質問ございますでしょうか。なければ日程5の変更の報告を終わらせていただきます。

それでは引き続き議事の方に入らせていただきます。それでは議事の諮問第1号、大船渡市市税条例の一部を改正することについて事務局からの説明をお願い致します。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは諮問第1号についてご説明申し上げます。諮問第1号大船渡市政条例の一部を改正することについて大船渡市長から諮問を受けましたので本協議会の審議をお願いするものでございます。

別冊の資料3をご覧ください。1ページが改正条例の説明要旨、2ページが改正条例、3ページが新旧対照表となっております。1ページの改正条例の説明要旨により説明させていただき、その他の説明は省略をさせていただきます。

初めに改正条例の第140条でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引上げについて定めたもので、地方税法の改正に伴い医療分の課税限度額を、現行54万円を4万円引き上げて58万円とするものでございます。なお、後期高齢者支援分及び介護分については課税限度額の改正はございません。また、施行期日は公布の日からでございます。課税限度額につきましては中間所得層の負担軽減を図るものでありますが、平成28年度から後期高齢者支援分は19万円、介護分については16万円と変更はありませんので、医療分と合算した課税限度額の合計額は平成28年度と29年度においては89万円であります。平成30年度は93万円となるところでございます。

次に改正条例の第161条でございますが、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更について定めたもので、地方税法の改正に伴い軽減判定所得における被保険者数に乗すべき金額を5割軽減の場合においては現行27万円を5千円引き上げて、27万5千円に、2割軽減の場合は現行49万円を1万円引き上げて50万円とし、低所得者の国民健康保険税の減額措置の対象を拡大するものでございます。なお、7割軽減については改正はございません。また施行期日は公布の日からでございます。

以上、改正内容についての説明を終わります。

○議長（田村福子君） ただ今、事務局から説明がございましたが、皆様の方からは何か質問はございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは諮問第1号について原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。ご異議がないようですので諮問第1号について原案を承認することを答申致します。

それでは次に諮問第2号。第三者行為による損害賠償請求に係る訴えを提起に関することについて事務局からの説明をお願い致します。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは諮問第2号についてご説明申し上げます。諮問第2号、第三者行為による損害賠償請求に係る訴えを提起することについて大船渡市長から諮問を受けましたので本協議会での審議をお願いするものでございます。

別紙の資料4をご覧ください。訴えを提起するため地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。1. 事件の名称 第三者行為による損害賠償請求事件、2. 原告及び被告、原告は大船渡市、被告は宮城県気仙沼市浪板140番地 医療法人くさの実会 理事長 猪苗代盛貞でございます。3. 訴えの趣旨及び原因 訴えの趣旨は、被告に対し代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき医療費等の支払を求めるものでございます。訴えの原因は、国民健康保険の被保険者が医療機関へ入院中に重度の熱傷を負ったのは第三者である被

告の過失によるものであると考えられることから、被告に対して市が医療保険の給付を行った価額について求償したが、過失を否認しているものであるためでございます。4. 訴訟遂行の方針 当市といたしましては裁判の結果必要があれば上訴するものとし、また訴訟において必要がある場合には適当と認める条件で和解または調停に応じるものとするものでございます。

なお、補足でございますが、事件は平成 27 年 1 月 5 日に被告が運営する気仙沼市内の医療機関の浴室で発生致しました。当医療機関に入院しておりました当市国民健康保険の被保険者の方が入浴の際、両足の膝上部分から下にレベル 3 の一番重いやけどを負いまして、平成 27 年 11 月まで宮城県と岩手県内の三か所の病院に入院し、治療を行ったところでございます。この治療により当市が支払った医療費は総額 1,028 万円ほどになります。この被保険者の方は両足が不自由で車いすで生活を行っていた方でしたが、当日の入浴の際には看護師の介助がなく、湯温が適切に設定されていなかった状態でありましたが、被告の医療機関側では過失があったことについて否認しており、これまで当市からの求償に応じていない状態となっております。なお、本件の不法行為による損害賠償請求の時効期間は 3 年であり、本年 11 月に時効となるもので、訴訟により時効中断と債権回収に対応するものでございます。

以上、訴えの内容についての説明を終わります。

○議長（田村福子君） ただ今事務局の方からご説明がございましたが、皆様方からご質問はございませんか。

○生活福祉部長（後藤俊一君） ただ今の課長の説明に若干補足をさせていただきますと、皆さん既にお分かりかとは思いますが、第三者行為という言葉はあまり聞き慣れない言葉であります。例えば交通事故等が発生した場合、その事故の被害者に対しての保険の給付というのは、基本的には加害者に請求するあるいは、加害者の加入する損害保険会社の方に請求するという形で対応することとなっております。ですから、今回の場合も被害者の方がやけどを負った事故に関しても保険給付の対象にならないということで、参考までに弁護士の見解を確認致しておりまして、100%求償は難しいかもしれないけれど 80%くらいの求償は可能ではないかという弁護士の見解を得ての、今回の訴訟の提起に至ったということでございます。本日、本協議会でお認め頂ければ 6 月の定例会に上程致しまして、議会の議決を得たうえで、後は事を進めていくということになっておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（田村福子君） 今、部長の方から説明がございましたが、皆さんご理解いただけましたでしょうか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（岩渕由之君） 1,028 万円とはかなり高額だと思いますが、何軒か病院に行かれて、どういう治療だったのでしょうか。

○国保年金課長（佐藤信一君） 宮城県内と岩手県内の大きな病院の方で治療を致しまして、皮膚の移植を 2 回ほどされています。治療の内容については以上になります。

○議長（田村福子君） 岩渕委員、よろしいでしょうか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（岩渕由之君） 金額が気になるので、やはりなぜこのような金額になったのか分からなかったので一応聞いてみて、どういうことなのかなど。

○国保年金課長（佐藤信一君） 入院の期間でございますが、最終的に最後の医療機関を退院したのが平成 27 年 11 月 8 日ということで入院期間がかなり長かったという状況でございます。

○議長（田村福子君） 皆さん、よろしいでしょうか。病院側としてはどのような対応をとったらいいのか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（淵向透君） その通りであります。ただ厳密におそらく入院期間でないと、先ほど 100%の求償権とおっしゃってましたが、被害に関する請求とおそらく他の現病に関する塩梅でおそらく請求できる金額も決まってくるのではないかと思います。

○議長（田村福子君） 大丈夫でしょうか。

○公益代表委員（下田初雄君） 訴えの趣旨、原因がその通りであればこれは大いにやっていただきたい。そして必ず勝って頂きたい。医療費が、高齢者が増えていくとどんどん膨らんでくるわけですね。そういうことも含めながらも、やはりこういう事案にはきちっとした対応が必要でないかと、私はそのように思います。頑張ってください。

○議長（田村福子君） その他に何かご質問ございませんでしょうか。  
（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それではお諮りいたします。諮問第 2 号について原案を承認することを答申することについてご異議ございませんでしょうか。ご異議がないようですので諮問第 2 号について原案を承認することを答申致します。それでは次に諮問第 3 号、平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは次に諮問第 3 号についてご説明申し上げます。諮問第 3 号、平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて大船渡市長から諮問を受けましたので本協議会の審議をお願いするものでございます。資料は別紙の資料 5－1 と別冊の資料 5－2 となります。

初めに別紙の資料 5－1 の予算説明資料をご覧ください。この補正は先ほど諮問第 2 号で付議しました第三者行為の損害賠償請求事件訴訟に伴うもので、納付される損害賠償金の歳入補正と訴訟費用及び保険給付費の増額の歳出補正によるものでございます。8 款の諸収入の内訳は療養給付費分の請求 1,028 万 8 千円と訴訟費用分の 151 万 8 千円となります。歳出は 1 款の総務費は訴訟出廷に係る旅費 15 万 5 千円、弁護士への訴訟業務委託料 130 万円などとなっております。2 款保険給付費は第三者行為による納付金の増額に伴う療養給付費の増額補正となります。

それでは次に資料 5－2 でございます。事業勘定補正予算の第 1 号の 1 ページをお開き願います。平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）平成 30 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる歳入歳出予算の補正第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,180 万 6 千円をそれぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46 億 638 万円とする。第 2 項歳入歳出予算補正の款項区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正ですが、歳入歳出それぞれの款、項、補正額の順に申し上げます。歳入でございます。8 款の諸収入 2 項雑入 1,180 万 6 千円の増。以上補正額の金額は 1,180 万 6 千円の増で歳入合計額を 46 億 638 万円とするものでございます。

次に歳出でございます。1款総務費1項総務管理費151万8千円の増。2款保険給付費1項療養諸費1,028万8千円の増。以上、補正額の合計額は1,180万6千円の増で歳出合計額を46億638万円とするものでございます。なお、補正予算に関する説明書の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（田村福子君） ただ今事務局からご説明がございましたが、何かご質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それではお諮りいたします。諮問第3号について原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） ご異議がないようですので諮問第3号について原案を承認することを答申致します。それでは続いて、議事の4、その他に入らせていただきます。委員の皆様から何か提案事項はございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） 皆様の方からなければ、事務局の方から何か提案事項がございましたらお願いします。

○生活福祉部長（後藤俊一君） 特にごございません。

○議長（田村福子君） それでは以上をもって議事を終了とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

○生活福祉部長（後藤俊一君） 慎重なご審議を頂きまして誠にありがとうございました。次に日程第7のその他でございますが、議事以外に何か皆様からございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○生活福祉部長（後藤俊一君） それでは事務局からでございますが、若干ご説明したい事項がございますのでご説明させていただきます。

○国保年金課長（佐藤信一君）

（事務連絡として、以下6項目を説明）

- ・国民健康保険制度改正の周知について
- ・岩手県における国民健康保険の運営について
- ・平成30年度の当市の国民健康保険事業計画書について
- ・大船渡市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画について
- ・大船渡市国民健康保険第2期保健事業実施計画、データヘルス計画について
- ・平成29年度の国保特別会計事業勘定の収支決算の見通しについて

○生活福祉部長（後藤俊一君） 皆様方から何かご質問等はございませんでしょうか。お持ち帰りの上、ご一読いただければと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは以上で第1回大船渡市国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

午後2時36分閉会